

資料

1. 公衆衛生上級実践看護師の職務内容

職務内容			職務項目	
Duty	Task	Task element	知識	技術
I. 資料収集	1. 家族対象健康要求を査定をする	家族査定ツールを選定する	家族査定ツールの種類及び特性	ツールの信頼度を評価する ツールの妥当度を評価する
		家族構造・発達周期を調査する	家族構造、発達課業の調査項目 家族構造図、家族連帯記の構成	家族構造・発達周期を調査する 家族構造図を作成する
		家族体系を調査する	家族体系の調査項目 家族体系の調査ツールの構成	家族体系を調査する
		相互作用及び交流を調査する	相互作用及び交流の調査項目 家族密着図、外部体系図の構成	相互作用及び交流を調査する 家族密着図を作成する 外部体系図を作成する
		社会的支持を調査する	社会的支持の調査項目 社会的支持図の構成	社会的支持図を作成する
		対処・適用の様相を調査する	代替・適用様相の調査項目 代替・適用様相の調査ツールの構成	代替・適用の様相を調査する
		健康管理の様相を調査する	健康管理の様相の調査項目 健康管理の様相の調査ツールの構成	健康管理の様相を調査する 日常生活遂行能力(ADL)、ツールの日常生活遂行能力(IADL)を測定する
		住居環境を調査する	住居環境の調査項目 住居環境の調査ツールの構成	住居環境を調査する
	2. 地域社会対象に健康要求を査定する	地域社会の査定ツールを選定する	査定方法別活用ツール 項目別測定方法	既存のツールを評価する ツールの信頼度を評価する ツールの妥当度を評価する
		地域社会の査定方法を選定する	地域アンケート調査、地域視察、既存の資料調査、地域指導者及びフォーカスグループの面談の長所・短所	地域アンケート調査、地域視察、既存の資料調査、地域指導者及びフォーカスグループを面談する
		調査対象及び標本選定をする	調査対象を選定 標本サイズ及び抽出方法	標本抽出方法
		地域社会の特定調査する	地域的特性の調査項目 地域的特性の情報源	地域社会の特性を調査する
		人口学的特性を調査する	人口学的特性の調査項目	人口学的特性を調査する
		環境的特性を調査する	環境的特性の調査項目	環境的特性を調査する
		健康状態(力学的特性)を調査する	力学的特性の調査項目	健康状態(力学的特性)を調査する
		地域社会の資源を調査する	地域社会資源の調査項目 地域社会資源の情報源	地域社会の資源を調査する
	3. 保健関連政策及び環境変化を調査する	国家保健医療資源の現況を調査する	保健医療人材、施設、装備、知識水準	国家保健医療資源の現況を調査する
		国家保健医療資源の組織的配置を調査する	健康保険プログラム、健康給与制度の現況	国家保健医療資源の組織的配置を調査する
		国家保健医療の提供タイプを調査する	保健医療伝達体系(一次、二次、三次資料)	国家保健医療の提供タイプを調査する
		国家保健医療の経済的支援現況を調査する	国家医療費の実態	保健医療の経済的支援現況を調査する
		保健医療保険関連政策及び規定を調査する	保健医療政策、保健医療関連法	保健医療保険関連政策及び規定を調査する

II. 診断	1. 家族健康問題を診断する	家族資料を分析する		家族看護査定領域による資料整理
		家族看護診断を選定する	家族診断ツールの種類及び特性(NANDA、Omaha、家庭看護分類体系、ICNP)	家族看護の診断を適用する
		家族健康問題リストを作成する		健康問題リストを記述する
		家族看護診断を導き出す		看護診断を記述する
		家族看護優先順位を設定する	優先順位決定基準	優先順位決定基準を適用する
	2. 地域社会の健康問題を診断する	地域社会看護を資料分析する	SWOT分析	地域社会看護査定領域による資料整理 SWOT分析表を作成
		地域社会看護診断を選定する	地域社会の診断ツールの種類及び特性(NANDA、Omaha、家庭看護分類体系、ICNP)	地域社会の診断を適用する
		地域社会健康問題リストを作成する		健康問題リストを記述する
		地域社会看護診断を導き出す		看護診断を記述する
		地域社会看護の優先順位を設定する	優先順位決定基準(PATCH、BPRS、PEARL)	優先順位決定基準を適用する
III. 計画	1. 家族看護を計画する	家族看護目的及び目標を設定する	目的設定基準 目的設定阻害要因 目的と目標の区分	家族看護の目的及び目標設定
		家族看護の遂行計画を樹立する	遂行計画に含まれるべき内容 遂行戦略	家族看護遂行計画案を作成する
		家族看護の評価計画を樹立する	評価計画に含まなければならない内容	家族看護評価計画案を作成する
	2. 地域保健医療を計画する	地域保健医療の目的及び目標を設定する	目的設定基準 目的設定阻害要因 目的と目標の区分	地域保健事業の目的及び目標設定
		地域保健医療の遂行戦略を樹立する	遂行計画に含まれていない内容 遂行戦略	地域保健事業の遂行計画案を作成する
		地域保健医療の評価計画を樹立する	評価計画に含まれていない内容	地域保健事業の評価計画案を作成する
IV. 遂行	1. 事例を管理する	事例管理原則を確認する	事例管理の概要：定義、原則、概念 事例管理者の役割 法的、倫理的イシュー	事例管理査定記述 事例管理調整記述 事例管理のためのサービス統合記述
		事例管理モデルを確認する	病院基盤のモデル 地域社会基盤の事例管理モデル 慢性疾患事例管理モデル 長期療養事例管理モデル	タイプ別管理モデルを適用する
		事例管理ツールを確認する	判定等級ツール 事例管理の流れ及び手順 クリニカルパスウェイ Decision making trees 標準業務(看護協会開発など) スクリーニングツール	事例管理ツールを適用する
		事例管理プログラムを運営する	事例管理を計画確認し、関連専門家サービス依頼及び調整 地域社会資源及び機関連携する 患者及び家族対象教育及び相談する 必要な医療機器レンタル及び連携 患者記録紙の管理 ケアマネジャーに紹介する	患者と家族あるいは保健医療チームとのアフター管理のモニタリングあるいは退登後のサービス管理に対してケースカンファレンスを行う
	2. 健康増進事業を行う	生涯周期別健康問題を確認する	生涯周期別健康問題	

	地域社会健康増進関連理論を適用する	関連理論の特性及び構成要素 (合理的行為理論、計画された行為理論、健康信念模型、健康増進模型(Pender)、汎理論的模型、PRECERE-PROCEED 模型)		
	地域社会健康増進接近戦略を適用する	国家健康増進事業指針		
	地域社会の健康増進プログラムを運営する	健康増進領域別プログラムの種類及び特性 (運動プログラム、栄養プログラム、禁煙プログラム、節酒プログラム、ストレス管理プログラム、口腔管理プログラムなど)	地域社会を広報する 対象者の動機付与をする 健康増進プログラム運営案を開発する 地域社会の資源との連携体系を構築	
3. 慢性疾患管理事業を行う	慢性疾患の特性を理解する	慢性疾患別力学的特性、病理生態的特性、薬理的適用及び効果、診断基準、症状、管理方法(高血圧、糖尿病、癌、脳卒中、その他)	慢性疾患を管理する 慢性疾患患者の投薬を管理する	
	慢性疾患の管理プログラムを運営する	国家慢性疾患管理指針	地域社会を広報する 対象者に動機付与する 慢性疾患管理運営案を開発 地域社会の資源との連携体系を構築	
4. 家族看護する	家族管理プログラムを運営する	家族問題解決方式 家族対処方式 家族の意思決定方式	発達段階による家族管理案を開発	
	脆弱家族の管理プログラムを運営する	家族の問題解決方式 家族の対処方式 家族の意思決定方式	家族資源開発 家族事例管理 家族ストレス管理 家族相談、家族討論	
V. 評価	1. 事業評価する	構造・過程・結果を評価する	構造評価内容 過程評価内容 結果評価内容	構造評価方法 過程評価方法 結果評価方法
		形成・総括を評価する	形成評価内容 総括評価内容	形成評価方法 総括評価方法
		目的の達成度を評価する	達成度の評価内容	達成度測定方法
		対象者の満足度を評価する	満足度を評価する	満足度測定方法
		費用・効果分析する	費用の定義 効果の定義 敏感度の分析	費用産出 効果算出 敏感度分析方法
		費用・効果分析する	費用の定義 効果の定義 敏感度の分析	費用産出 効果算出 敏感度の分析方法
VI. 教育及び相談	1. 保健教育する	学習要求を査定する	学習要求概念 学習要求の査定方法及び特性	資料収集戦略適用
		保健教育目標を選定する	目標設定時の注意事項	目標設定
		保健教育内容を選定及び組織する	教育内容の選択戦略	内容選択
		保健教育方法を選定する	教育方法の種類及び特性	教育方法の選択
		保健教育媒体を選定する	教育媒体の種類及び特性	教育媒体の選択
		保健教育媒体を開発する	教育媒体の開発戦略	教育媒体の開発
		保健教育案を作成する	保健教育案の構成要素 保健教育案のタイプ	保健教育案の作成要領
		保健教育を実施する	保健教育の実施時、注意事項	保健教育の実施方法

Ⅶ
研究

	保健教育を評価する	評価のタイプ 評価指標の開発戦略 評価ツールを適用戦略 評価資料樹立の戦略 評価資料の分析戦略	評価タイプの決定 評価指標を開発 評価ツールを適用 評価ツールを減増 評価資料を収集 評価資料を分析
2. 健康相談する	相談要求査定する	相談要求概念 要求把握戦略	要求把握戦略
	相談目標を樹立する	目標設定時、注意事項	目標設定
	相談戦略選択する	相談戦略概念 相談戦略選択基準	相談戦略選択
	相談過程を調整する	相談方法の種類及び特性	相談方法を選択
	Rapport を形成する	Rapport 概念 Rapport 形成戦略	Rapport 形成
	対象者の準備度を確 認する	対象者の準備度の概念 準備度確認戦略	対象者準備度確認
	対象者の自信感を育 てる	自信感の概念 自信感増進戦略	対象者の自信感増進
	対象者の抵抗感が減 少する	抵抗感の概念 抵抗感の減少戦略	対象者の抵抗感減少
	対象者と情報を交換 する	情報交換概念 情報交換戦略	対象者と情報交換
	相談結果を評価する	評価のタイプ 評価指標の開発戦略 評価ツールの適用戦略 評価資料収集の戦略 評価資料の分析戦略	評価タイプの決定 評価指標の開発 評価ツールの適用 評価ツールの検証 評価資料の収集 評価資料の分析
1. 保健看護を研究する	地域社会保健事業で 看護研究問題・テー マを探索する		文献探索、文献考察 問題陳述
	地域社会関連の理論 を根拠に実務研究の 概念を開発する	地域社会関連理論の仮定 地域社会の関連理論の命題的陳述	変数間の関係陳述の図式化概念 指導の論理性評価
	地域社会保健事業の 計画書を作成する	研究計画書の構成要件	研究計画書を作成
	地域社会の調査研究 を設計する	調査研究の特性、過程、分析法	調査研究設計
	地域社会の患者対照 群研究・コホート研 究を設計する	患者-対照群研究 コホート研究特性、過程、分析法	患者・対照群の研究設計 コホート研究設計
	研究対象者の標本を 設計する	標本設計法	研究目的による標本数決定
			事業対象で標本設定
	調査(測定)ツールを 開発する	ツールの開発法 ツールの正確度と信頼度の評価法	概念別に開発されたツール評価 関心概念によるツール開発 開発されたツールの現場検証 ツールの正確度評価 ツールの信頼度評価
	地域社会(事業対象 集団)資料を収集す る	資料収集法の種類と特性	研究目的による資料収集 資料収集過程のエラー化
	資料を分析する	叙述統計の種類 図表の種類と特性 推論統計	叙述統計的資料処理 図表の作成 推論統計の資料処理 相対危険度の評価(OR、RR)
	報告書を作成する	報告書作成の構成要素 報告書作成の原則	研究報告書の作成

	研究結果を評価する	研究結果の評価基準	研究結果の評価	
	研究結果を発表する	効果的な発表方法	研究結果の発表	
	地域保健事業の報告書 を評価する	研究報告書の評価基準	報告書に対する批判的考察 今後の研究課題導き出し 事業・研究の制限点、克服案の模索	
	保健看護関連の研究 動向を把握する			
	保健看護研究活動を 支援する			
	研究の集まり及び学 会に参加する	研究の集まり及び学会の種類		
Ⅷ 行政、 管理	1. 保健看護 事業の予算 を管理する	予算現況を査定する	国家財政運営現況 地方財政運営現況 保健所財政運営現況	予算現況分析ツールの作成方法
		予算編成を計画する	予算の意義と原則 予算の機能 予算決定理論 予算の種類 予算の分類 予算過程の4段階 予算の審議	予算編成表を利用した項目別 予算編成方法 予算審議の方法
		予算を執行する	予算執行の意義 国家間の予算執行の特色	予算執行報告書の作成方法
		予算運用を評価する	会計検査の意義 会計検査の種類 決算の意義 予算制度	会計検査報告書の作成方法 決算報告書の作成方法
	2. 保健看護 事業の人材 管理	人材現況を算定する	人事行政の意義及び基礎概念 職位分類制と階級制	職位分類制樹立方法
		人材募集を計画する	募集の意義 積極的募集方法 試験の意義及び種類 試験制度 保守の意義 保守体系 保守決定要因及び原則	保守表作成方法
		教育訓練を計画する	教育訓練の意義及び種類 成功的教育訓練の条件	教育訓練案の作成方法
		勤務成績の評価	勤務成績評定の意義 勤務成績評定の方法 昇進の意義及びタイプ	勤務成績評定表の作成方法
	3. 保健看護 事業の情報 管理	保健看護情報の収集	情報の語源 情報の分類 情報のタイプ データベースのタイプ 保健医療データベースの種類	調査表を利用した資料収集方法
	4. 保健看護 事業の質管 理	質管理計画を樹立す る	質管理目標 質管理戦略	質管理目標の設定方法 質管理戦略の選択方法
		質管理を樹立する	質管理遂行時、考慮する内容 質管理遂行手順	質管理評価ツールの適用方法
		質管理を評価する	質評価基準 質評価ツール	質管理評価結果の解析方法
	5. 保健看護 政策を活用 する	政策的問題点を査定 する	政策分析の意義 政策分析過程 政策分析技法	政策査定ツールの算定方法 政策査定ツールの適用方法
		政策議題を開発する	政策議題の開発理論 政策決定の意義 政策決定の諸段階 合理的政策決定の制約要因	政策議題の開発方法

		政策を評価する	政策評価の意義 政策評価のタイプ 政策評価の基準 政策評価の段階 政策評価の方法	評価指標の開発方法 評価指標の選定方法 評価指標の適用方法
	6. リーダーシップを発揮する	動機付与する	動機付与の意義 動機付与の理論	動機付与の方法
		葛藤管理する	葛藤の意義 葛藤の機能 組織葛藤のタイプ	組織葛藤状況で解決方法
		効果的な意思伝達	意思伝達の意義 意思伝達のタイプ 意思伝達の指導原理 意思伝達の阻害要因	効果的な意思疎通方法
IX 諮問及び協同	1. 諮問する	保健看護関連分野の諮問に応ずる	諮問原則	諮問方法
	2. 依頼する	関連分野(機関、専門家)に依頼する	依頼手順	依頼体系の構築
	3. 協同する	業務部署間の協力体系を構築する	協力が必要な業務部署 協力関係のタイプ	協力体系の構築案
		他の職種間の協力体系を構築する	協力が必要な職種 協力関係のタイプ	協力体系の構築案
		専門看護師間の協力体系を構築する	協力が必要な専門看護師 協力関係のタイプ	協力体系の構築案
		関連機関間の協力体系を構築する	協力が必要な機関 協力関係のタイプ	協力体系の構築案

出典：韓国看護評価院（2005）

2. 家庭上級実践看護師の職務内容

職務内容			職務項目	
Duty	Task	Task element	知識	技術
I. 資料収集	1. 健康歴を収集する	1) 一般的情報を調査する	-人口学的特性	-健康歴収集技法 -面談法(言語的・非言語的)
		2) 現病歴、過去歴、家族歴を調査する	-診断名、患者の主な訴え、移管機関、治療及び管理 -治療移行の程度を理解	
		3) 薬物服用を確認する	-薬物服用方法、服用実態、薬物理解	
	2. 状態の変化を監視する	1) 機能状態を確認する	-ADL/IADL理解 -痛みに対する理解	ADL/IADL 査定ツール活用 痛み査定
		2) 健康行態を確認する	-食餌、酒・たばこ、運動、性生活の理解 -健康管理行為の理解	
	3. 身体検診をする	1) 活力兆候 2) 眼耳鼻咽喉系 3) 心血管系・呼吸器系 4) 消化器系・腎泌尿器系 5) 神経系・筋骨格系 6) 皮膚など	-システム別人体の構造と機能理解 -システム別正常と非正常に対する理解 -身体査定理解 -疾患別特殊検診理解	-身体査定術(視診、触診、打診、聴診) -疾患別特殊検診法
	4. 精神社会 霊的健康を 査定する	1) 心理的状态を確認する	-憂鬱、不安、譫妄など心理状態の理解	-情緒心理状態査定記述 -面談術(非語的/非言語的)
		2) 社会文化的状態を確認	-社会文化活動及び社会的支持体系理解 -経済状態理解(個人の経済能力、保険状態)	-社会経済状態の査定記述
		3) 霊的状态を確認する	-価値観及び宗教理解 -霊的活動と要求理解	-霊的状态の査定記述
		4) 支持体系を調査する -家族関係及び支持体系確認する -家族対処反応を査定する	-家族関係理解 -家族文化理解 -家族役割理解 -支持体系理解 -家族看護過程理解 -家族対処戦略理解	-家系図作成法 -社会支持体系図作成法 -家族査定方法 -家族対処戦略査定術
5) 家庭環境を調査する -清潔及び感染状態を確認する -安全状態を確認する		-疾病関連の感染に対する理解 -伝播危険性、無菌術、隔離法理解 -家庭衛生状態 -汚染物処理に対する理解 -患者の物理的環境理解 -保護者の物理的環境理解 -看護師の物理的環境理解	感染管理術 -汚染物処理法 -環境査定術 -物理的安全評価	
6) 資源を確認する -必要な資源(人的、物的)確認する -地域社会資源確認する		-患者に必要な資源に対する理解 -地域社会資源の理解	-資源ネットワーク管理(外来活用) -資源ネットワーク管理(外来活用)	
II. 臨床意思決定、 診断、計画、 評価	1. 検査結果 確認及び解 析する	1) 検査確認する	-疾患別検査方法の理解 -疾患別検査理解	-検査物収集方法
		2) 検査結果を解析する	-疾患別検査結果理解(正常と非正常)	
		3) 収集された資料分析する		
	2. 看護診断 下す	1) 看護診断(実際の、潜在的)を下す	看護・疾病・家族・地域診断分類体系理解 統合的推論による診断過程 優先順位設定基準	-看護、疾病、家族、地域診断分類体系 -批判的思考(推論、分析、統合、判断)

	2) 看護診断の優先順位を定める		-臨床意思決定能力 -診断鑑別能力 -優先順位適用方法
3. 鑑別診断する	1) 状況別医学的診断確認する	状況別医学的診断理解	-批判的思考(推論、分析、統合、判断) -臨床意思決定能力
	2) 治療主体決定する		-診断鑑別能力
4. 治療及び看護介入を計画する	1) 対象者と共に目標設定する -長期目標を樹立する -短期目標を樹立する	-看護計画構成要素及び方法 -意思決定過程 -目標達成基準	-目標樹立陳述 -意思決定方法
	2) 治療方法決定する -治療計画確認及び調整する -看護計画をする -優先順位を決める(仲裁及び一日活動) -根拠ベースの看護遂行を選択する	-疾患別治療に対する理解 -治療的看護活動理解 -看護計画時、考慮事項(対象者の強み、制限点、家族の参加) -優先順位の設定基準)	-看護計画陳述 -意思疎通術 -情報活用・資源選定方法
	3) 評価計画を樹立する -評価時期を設定する -評価基準を設定する		
5. 治療及び看護遂行結果と評価	1) 看護計画に従って評価する	-看護評価に対する概念的理解 -評価基準理解 -評価方法及び評価ツール検証	-遂行評価 -結果評価 -評価要約及び報告
	2) 目標達成により評価する	-樹立された目標と結果を比較 -評価方法 -目標未達成原因分析理解 -改善案樹立方法理解	-目標達成程度の評価 -目標未達成原因分析 -改善案樹立
	3) フィードバックする	-フィードバック機転理解	-フィードバック適用
Ⅲ. 治療的介入	1. 診断的検査施行及び関連看護する	1) 処方された検査施行 2) 委任された検査を処方する 3) 検査結果を解析及び協議 4) 検査指導及び関連看護する 疾患別検査特殊検診理解 疾患別治療及び看護理解 -検査(検査目的、検査物管理法、結果)	-疾患による検査物採取 -疾患別検査方法 -検査過程及び結果観察
	2. 薬物療法適用する	1) 処方された薬物療法を行う 2) 委任された薬物を処方する 3) 投薬された薬物効果の把握及び協議する 4) 投薬指導及び関連看護する 疾患別薬物治療及び看護理解 -薬理作用・副作用、投薬物的、投薬方法 -静脈注射療法理解(静脈注射療法、混合物の安定性) -体液及び電解質不均衡理解	-薬物による投薬方法指導教育 -標準投薬方法適用 -投薬過程及び投薬後の効果評価 -水液監視及び観察 -電解質バランス維持
	3. 治療的処置、施術する	1) 基本看護提供及び指導する 2) 単純治療を提供する(治療的看護を提供する) 3) 心理的看護を提供する -基本看護(腹部マッサージ、体位変更、口腔看護、会陰部看護、冷温療法等)原理及び手順理解 -単純治療(単純ドレッシング、導尿、浣腸、酸素療法等)原理及び方法理解 -心理的看護理解 -補完代替療法の種類、原理及び方法	-治療及び看護術 ①各種注射法、水液注射及び管理法、 ②検査 ・直接検査(半定量血糖検査法、潜血検査法、経皮的酸素分圧検査法) ・動静脈穿刺術 ・検査物採取、運搬、保管 ③各種排液管・排液物管理、PTBD ④基本看護法(腹部マッサージ、体

	4) 補完代替療法を適用する		位変更、口腔看護、会陰部看護、冷温療法)
	5) 家族看護を提供する -看護及び治療計画を説明する -看護及び治療決定に家族参加する -家族及び世話提供者を支持する	-家族構造及び機能 -家族の健康問題 -家族看護理論 -家族看護の接近戦略 -高危険家族タイプ -家族看護過程 -家族看護関連法	-家族看護接近戦略適用 -家族看護過程適用 -家族査定道具活用 -家族相談 -家族教育適用術 -意思疎通及び相談術 -家族看護関連法適用
4. 特殊看護を提供する	1) 傷を管理する(床擦れ、手術創傷、火傷、消化管ストーマ・尿路ストーマ、糖尿潰瘍など下肢潰瘍)	-傷のタイプ及び特性理解 -皮膚損傷機転 -傷査定 -傷予防管理理解 -傷治療管理理解	-傷ドレッシング -辺縁切除術 -縫合糸除去 -ドレッシング -パッキング -消化管ストーマと尿路ストーマ管理法
	2) リハビリ管理する(心臓リハビリ、呼吸リハビリ、脳卒中リハビリ)	-リハビリ概念理解 -心臓リハビリ理解 -呼吸リハビリ理解 -脳卒中リハビリ理解	-脳卒中リハビリ法 -心臓リハビリ法 -呼吸リハビリ法
	3) 栄養管理(慢性疾患中心食餌療法、経腸栄養、静脈注射栄養、嚥下障害)	-栄養状態査定理解 -食餌療法(慢性疾患中心)理解 -経腸栄養及び経腸栄養種類理解 -静脈注射栄養及び水液種類理解 -嚥下障害理解	-脾胃管挿入術及び脾胃管栄養 -中心静脈管管理術 -TPN 管理術 -嚥下障害管理術
	4) 呼吸治療を管理する(気管切開管、吸引機、酸素発生器、人口呼吸器)	-呼吸器系構造と機能理解 -関連呼吸器系疾患及び治療理解 -気管切開管及び吸引などの気道維持理解 -酸素療法理解 -人口呼吸器理解	-吸引機使用及び管理法 -気管切開管挿入術 -酸素発生器使用及び管理法 -人工呼吸器使用及び管理法 -各種モニター使用及び管理法(SaO ₂ 、EtCO ₂ 、ECG など、apnea)
	5) 消化器系症状を管理する(吐き気、嘔吐、食欲不振、便秘、下痢)	-消化器系構造と機能理解 -関連疾患及び治療理解 -浣腸理解	-浣腸法
	6) 排尿問題を管理する(尿路ストーマ、人工膀胱、膀胱洗浄)	-泌尿器系構造と機能理解 -関連疾患及び治療理解 -間歇的導尿、誘致導尿管、膀胱理解	-排尿訓練法 -膀胱洗浄法 -誘致導尿管/人工膀胱管交換術
	7) 痛みを管理する	-痛み査定 -痛み管理 -薬物療法及び麻薬理解 -非薬物療法理解 -浸湿的介在理解 -代替療法理解	-麻薬管理法 -麻薬管理 -PCA 管理法 -代替療法術
	8) 情緒、精神問題を管理する(不安、憂鬱、譫妄、幻覚)	-不安、憂鬱、譫妄理解 -支持療法理解 -意思疎通理解 -危機仲裁理解	-意思疎通方法 -危機介在技術
	9) 臨終を管理する	-死に対する理解 -臨終症状理解 -慰安看護理解 -死後処置理解 -葬式手続き及び宗教別葬式儀式的理解	-慰安看護遂行法 -死の準備教育法 -遺言案内法 -死後措置法
	10) 出産過程を管理する	-産前、産後査定 -新生児の査定 -母乳授乳理解 -産母情緒状態理解 -子供の世話理解	-産婦・新生児身体査定術 -乳房マッサージ及び母乳授乳法 -産婦体操教育 -育児方法教育

5. 疾患別看護を提供する	1) 心血管系疾患(虚血性心疾患、不整脈、高血圧)対象者に看護を提供する	-システム別人体の構造と機能理解 -システム別正常と非正常に対する理解 -身体査定法 -疾患別特殊検診理解	-システム別身体検診技術(視診、触診、打診、聴診) -疾患別特殊検診法 -治療及び看護術 -心臓異常症状査定	
	2) 呼吸器系疾患(肺炎、慢性閉塞性肺疾患、喘息)対象者を提供する	-疾患別治療及び看護理解 -心臓機能診断検査 -心筋梗塞症/弁膜疾患/不整脈/高血圧/鬱血性心不全/狭心症病態生理、危険要素、治療方法	-心筋梗塞危険要因予防・教育 -狭心症患者の自己看護教育 -ニトログリセリン服用方法教育 -弁膜手術患者の看護 -心臓拍動器モニタリング教育	
	3) 腎泌尿、生殖系疾患(神経因性膀胱、尿路系感染、慢性腎不全、前立腺肥大症、婦人科疾患)対象者看護提供する	-肺炎、慢性閉塞性肺疾患、喘息病態生理、危険要素、治療方法 -神経因性膀胱、尿路系感染、慢性心不全、前立腺肥大症病態生理、危険要素、治療方法 -多発性硬化症、脳卒中、痴呆、パーキンソン疾患病態生理、危険要素、治療方法	-ジギタリス薬物服用指導 -呼吸リハビリ教育 -酸素療法/吸引療法適用 -尿路カテーテル適用 -尿失禁調節教育 -痴呆患者の家族安全管理教育 -麻痺患者家族の教育	
	4) 神経系疾患(多発性硬化症、脳卒中、痴呆、パーキンソン疾患)対象者看護提供	-骨粗鬆症、関節炎、骨折、病態生理、危険要素、治療方法 -胃癌、肝臓癌、肺癌、血液癌、乳癌、大腸癌、婦人		
	5) 筋骨格系疾患(骨粗鬆症、関節炎、骨折、腰痛)対象者看護提供する			
	6) 癌(胃癌、肝臓癌、肺癌、血液癌、乳癌、大腸癌、婦人癌)患者の看護を提供する			
	7) 内分泌系疾患(糖尿、甲状腺疾患)対象者に看護を提供する	癌病態生理、危険要素、治療方法 -糖尿病態生理、危険要素、治療方法 -エイズの治療方法	-骨粗鬆症予防教育 -食餌包帯患者教育 -抗癌治療患者看護 -癌性痛み管理 -糖尿食餌教育 -血糖検査施行	
	8) その他の疾患(エイズ)対象者に看護を提供する			
IV. 応急状況管理	1. 応急状態を査定する	1) 応急状況を確認する(ショック、昏睡、無呼吸、心停止、出血、呼吸困難、骨折、激しい痛み) -応急状況理解(ショック、無意識、心停止、出血、昏睡、呼吸困難、骨折、激しい痛み) -護送体系及び依頼に対する情報 -状況別応急処理解	-応急状況査定法 -依頼書作成法 -気道維持など状況別応急対処法 -応急患者分類 -患者依頼 -患者護送	
	2. 心肺蘇生術を施行する	1) 基本心肺蘇生術を施行する 2) 専門心肺蘇生術を施行する 3) 心肺蘇生術後、看護を行う	-心肺蘇生術の知識 -心肺蘇生術	
	3. 応急処置及び施術をする	1) 応急処置及び施術をする	応急処置方法の理解	-応急処置 -情緒的衝撃緩和
		2) 必要時、応急薬物を投薬する	-処方あるいは合意された応急薬物の種類と機転理解	-投与状況判断法 -応急薬物投薬法
4. 応急資源活用する	1) 必要な資源(人的、物的)活用する 2) 活用可能な応急資源を確認する	-患者に必要な資源に対する理解	-応急医療体系活用 -応急時、連携網構築	

V. 教育相談	1. 教育する	1) 教育要求査定及び計画樹立する(教育要求査定及び優先順位設定する)	-教育要求のタイプ理解 -教育要求の査定内容 -教育要求の査定方法適用 -優先順位設定基準と設定過程理解	-教育要求査定(観察、面接、アンケート調査、記録及び情報分析) -優先順位算出及び決定	
		2) 教育プログラム及び資料開発する(教育目的及び目標設定する、教育内容を構成する)	-教育計画書構成要素の理解 -教育目的及び目標作成基準理解 -目標の構成要素理解 -教育目標3領域(認知、定義、記述)理解 -目的及び目標設定時、考慮事項理解 -教育内容の選定及び組織原理の理解	-教育計画書作成 -教育目的作成 -3領域別教育目標作成 -教育内容構成	
		3) 教育方法及び媒体を開発する	-教育方法の種類別特性、長所短所理解 教育媒体の種類別特性、長所短所理解	-効果的な教育方法の選定 -教育媒体別製作及び活用	
		4) 教育を実施する	-教育者として備えるべき内容 -効果的教育実施方法適用	-導入、展開、整理段階別教育	
		5) 教育を評価する	-教育評価のタイプ理解 -教育評価方法及び評価道具の理解 -教育評価道具の条件理解	-評価道具製作(専門紙、行動リスト表、評定尺度)	
	2. 相談する	1) 意思疎通及び関係を形成する -相談目標を樹立する -対象者及び家族と治療的関係を樹立する -組織内で効果的意思疎通する	-相談問題の決定と目標樹立の理解 -治療的関係樹立のための相談理論理解	-相談目標設定 -治療的関係(rapport)形成(言語的、非言語的) -効果的な意思疎通方法	
			-効果的組織の意思疎通概念説明	-効果的な意思疎通方法	
		2) 問題解決のための代案選択を助ける	-相談問題の解決方法適用 -疾患関連相談内容及び方法理解 -自家看護関連の相談及び方法理解 -地域社会の資源活用相談内容及び方法理解	-相談戦略選択 -相談方法選択	
		3) 相談終了する	-相談結果の評価と終結理解 -後続相談計画の理解	-評価タイプ決定 -評価指標開発 -評価ツール適用 -評価資料樹立 -評価資料分析	
	3. コーチングする	1) 予防次元指針(Anticipatory guidance)を提示する	-対象者及び対象者別問題の理解 -相談者の受容的態度の表現方法適用	-対象者準備度確認 -対象者の自信増進 -対象者の情報交換	
		2) 対象者、家族激励及び支持する	-対象者別、状況別意思疎通技術適用 -効果的感情表現方法適用	-効果的意思疎通方法活用 -効果的相談環境づくり -感情表現の激励	
		3) 自助集団を管理する	-傾聴の重要性理解 -効果的傾聴要素の理解 -共感技術適用	-治療的傾聴 -共感を表現する方法活用	
	VI. 環境・資源管理	1. 企画及び組織する	1) 健康増進プロジェクトを計画する -事業ビジョンを樹立する	ビジョンの定義を陳述 ビジョン作成方法陳述 家庭看護関連法規陳述	As is-to be 分析 資料樹立方法
				家庭看護業務便覧説明 職務分析：時間と動作研究作成 職務設計：職務拡大、職務充実化、職務特性モデル理解	職務分析遂行方法 職務設計活用方法
			2) 現況を分析する	外部現況分析：PEST 作成 内部現況分析：Competency 作成 SWOT 分析を作成する	PEST 分析 Competency 分析 SWOT 分析

		問題診断方法：Fish bone diagram 作成 優先順位決定：パレットチャート作成	Fish born diagram 分析 パレット chart 作成
		目標樹立方法：SMART 陳述	適切な目標作成
	3) 事業対象の需要を調査する	家庭看護対象者の特性陳述	アンケート調査方法 消費者要求調査
	4) 予算を樹立する	予算編成方法：品目別予算制、成果主義予算制、企画予算制陳述 予算樹立過程：編成、審議、執行、決算の説明	漸進的予算編成 年基準予算編成 予算管理プログラム活用 帳簿記録及び管理
	5) 事業活動を計画する	活動計画作成方法：PERT、Gant 適用 chart 理解	PERT or Gannt chart 作成
2. 情報管理する	1) 文書管理をする	-義務記録と管理 -最新の動向と電算記録 -家庭看護師業運営書式理解	-記録補完及び管理 -家庭看護事業運営書式作成
	2) 記録する -標準様式確認する	-標準様式内容理解	-標準様式記録
	-記録関連安全措施をする	家庭看護業務便覧説明 家庭看護記録作成法適用	記録補完及び管理
3. 人材を管理する	1) 人的資源計画する	人材算定方法(管理工学的接近)説明 募集及び選抜方法陳述 家庭看護師資格基準説明 業務量予測方法説明	適正人材算出分析方法 採用面接ツール開発 家庭看護業務量算定(人材査定)
	2) 人的資源を管理する	教育訓練：職務教育方法説明 勤務成績評定適用 経歴開発：経歴欲求、経歴設計説明 目標管理作成	教育訓練方法 勤務成績評定ツール開発 勤務成績評定方法 経歴設計方法 評価面談技術
	4) 動機付与及び力のエンパワメント(Empowerment)のための環境づくり	動機付与内容理論/過程理論理解 補償理論-内的補償 vs 外的補償説明 エンパワメント(Empowerment)の適用	組織補償体系分析 動機付与技術・成果増進方法 エンパワメント(Empowerment)適用
	5) 葛藤及びストレス管理	課業葛藤 vs 関係葛藤理解 葛藤管理方法理解 ストレス管理方法説明	葛藤管理事例開発 ストレス管理方法(技術)
	6) リーダーシップ戦略を開発する	リーダーシップ理論：特性、行動、状況理論理解 取引的リーダーシップ vs 変革的リーダーシップ理解	リーダーシップ技術開発 意思疎通、交渉、時間管理
4. 物品を管理する	1) 施設及び物品を準備する	家庭看護業務便覧説明 家庭看護関連法規説明 医療設備及び危機特性及び作動法説明	施設管理対象作成及び管理 物品管理対象作成管理 医療設備使用法
5. 財政管理する	1) 財務管理をする	財務管理の機能理解 財務諸表：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフローの説明	財務諸表作成 会計プログラム活用方法適用
	2) 報酬を管理する	健康保健報酬体系説明 家庭看護報酬構造説明 家庭看護報酬請求手続き説明	報酬管理プログラム適用 エクセル or 統計プログラム適用
	3) マーケティングを管理する	3C analysis 理解 STP analysis 理解 marketing mix 理解	消費者要求調査方法適用 遅刻指導作成方法適用
6. 環境・安全を管理する	1) 対象者に対する安全管理をする(事故防止) -安全事故防止 -安全対策樹立	-家庭内安全事故の危険の種類及び特性 -家庭看護標準業務指針及び安全心得理解 -安全対策理解 -安全影響要因	-危険要因査定 -安全規則適用 -看護事故の記録と報告 -安全意識を採す

	2) 環境に対する安全管理をする	-安全事故の種類、安全心得及び安全対策	-危険要因査定、事故の記録及び報告	
	3) 家庭専門看護師の安全管理	-家庭看護師の安全危険要因査定(酸素、針など危険物を管理する)	-危険要因観察力適用 -看護師安全対策活動 -看護事故予防活動	
7. 感染管理する	1) 内外科的感染管理する	-内外科的感染管理理解 -滅菌法に対する理解 -感染にさらされた後の管理 -職員感染管理理解	-手洗い -環境管理 -無菌術 -隔離法 -感染露出後措置法	
	2) 汚染廃棄物を管理する	-国内感染性廃棄物関連法規 -感染性廃棄物の収集、運搬、処理	-感染性廃棄物分離基準	
Ⅶ. 専門的發展参加	1. 実務標準を開発する	1) 家庭看護標準の業務指針を開発する	家庭看護業務の標準、基準、指標の説明 標準業務指針開発	
		2) 標準診療指針を開発する	標準診療指針の概念説明 標準診療指針の構成要素説明 Critical pathway 開発	
		3) 標準診療指針を適用する	家庭看護サービス標準診療指針適用 手続き説明 Critical pathway 適用	
	2. 看護の質を管理する	1) 質管理を計画する	質管理概念及びモデル理解 -接近方法 -質構成要素理解 家庭看護質管理フレームワーク開発	
		2) 質を評価する	評価概念理解 -構造的-過程的、結果的要因理解 -統計分析に対する理解 投入-過程-結果指標開発 資料収集 統計分析	
		3) 事業成果を評価する -効率性を評価する -水害者満足度を評価する -事業所の運営結果を評価する	効率性/効果性概念理解 顧客の欲求を理解 消費者行動分析の説明 成果評価方法：目標管理、均衡成果表説明 生産性算出方法-労働生産性、部署単位の生産性適用 アンケート調査、統計分析 目標管理の結果分析 均衡成果表適用	
	3. 関連政策開発に参加する	1) 意思決定過程に参加する	意思決定モデル：合理的、管理的過程理解 意思決定タイプ：戦略的、管理的、業務的説明 意思決定方法適用 (ブレインストーミング、名目集団法、デルファイ、焦点集団討議、アンケート調査等)	
		2) 政策関連の法を把握する	保健医療体系と家庭訪問看護 老人長期療養法などの家庭看護関連法 上級実践看護師の資格、役割、業務標準など 役割と責任理解 業務標準改善 家庭看護運営関連法実務適用	
	4. 法的、倫理的業務を遂行する	1) 医療事故に対処する	医療事故発生原因の理解 家庭看護関連医療事故の現況説明 医療事故管理指針開発	
		2) 家庭看護事業所の運営関連安全措置する	家庭看護業務便覧の理解 機関の安全心得と規定説明 安全管理技法適用 安全管理指針開発 安全管理教育及び訓練	
		3) 患者の管理と責任を保障する	患者の権利章典説明 家庭看護師の法的義務説明 患者の権利保障指針開発 患者の保護者責任(義務事項)に関する指針開発	
		4) 倫理的争点を解決する	倫理的意思決定方法説明 生命倫理原則説明 看護師の倫理綱領理解 倫理的事例管理事例開発 家庭看護患者の倫理指針開発	
	5. 保健医療人材の教育・コーチングする	1) 新規職員の教育、コーチングする		
		2) 学生教育、コーチングする		
		3) 看病人材教育、コーチングする		
		4) その他の人材教育、コーチングする		

	6. 自己開発及び専門性向上させる	1) 専門性増進する	根拠中心実務理解 補修教育・継続教育・大学教育	専門性向上のための自己開発 継続教育遂行
VIII 調整及び協力	1. 事例管理する	1) 事例管理原則樹立する	事例管理定義の理解 事例管理家庭の説明 事例管理モデル適用	事例管理のための機能状態評価 事例管理適用
		2) 事例管理業務の流れ開発する	事例管理業務の流れ説明	事例管理過程開発
		3) 事例管理組織及び運営する	事例管理チーム構成	事例管理チーム集会の運営
		4) 事例管理評価する	成果評価方法：目標管理適用	目標管理結果分析
	2. 諮問を提供する	1) 過程看護関連健康管理チームの諮問に応じる -一般看護師を諮問する -地域社会機関を諮問する	諮問の内容及び範囲確認 諮問結果記録及び報告分析 諮問家の役割適用 相談原理適用	地域社会資源リスト作成 相談技法適用
	3. 諮問を依頼する・対象者に依頼する	1) 必要時、他機関及び専門家に依頼する -他診療部署の患者依頼 -他家庭看護事業所の患者依頼	依頼機関及び専門家の特性確認 依頼組織体系確認 依頼記録及び作成報告	依頼先情報管理 記録の保管及び管理技術適用
	4. 協力関係構築及び維持する	1) 協力体系構築する -業務部署間の協力体系を構築する -他の職種間の協力体系を構築する -専門看護師間協力体系を構築する -関連機関間の協力体系を構築する	協力業務の範囲確認 交渉理論：分配的交渉、統合的交渉 説明 交渉手順：BATNA 説明	BATNA 開発 交渉能力開発 意思疎通適用
		2) ネットワーキング組織及び管理 -地域社会の資源を確認する	地域社会資源のタイプ：民間、公共 確認 地域社会の資源体系網確認	資料収集 資源リスト作成
		3) 地域社会資源を組織する -refer system 構築する	地域社会の資源の特性確認 依頼及び連携体系確認 依頼及び連携記録	記録保管及び管理
		4) 地域社会資源を管理する	地域社会資源の体系網の確認	記録保管及び管理
		5) 地域社会の資源を活用する	依頼及び連携記録及び作成報告	
		6) 地域社会の資源を評価する	成果評価方法：目標管理適用	目標管理結果分析
		IX 研究	1. 理論を実務に適用する	1) 看護理論を活用する
2. 研究を遂行する	1) 看護連休を計画する	量的研究の特性及び研究問題設定 文献考察及び理論的枠組み 変数、仮設の理解及び測定	資料検索 論文計画書作成 資料収集 統計分析	
	2) 看護研究を遂行する	研究設計及び標本抽出 資料収集及び分析、結果解析、研究	論文作成	
	3) 共同研究に参加する	計画書	論文結果発表 プレゼンテーション能力	

	4) 研究結果を公表する	書き方理解 掲載時確認 発表法理解	
3. 研究結果を実務に適用する	1) 研究結果の実務を適用する	根拠基盤の看護実務把握	論文検索 研究結果実務適用 研究環境調整

出典：韓国看護評価院（2005）

3. 産業保健上級実践看護師の職務内容

項目	職務技術		職務内容	
	仕事内容	構成要素	知識	技術
I. 資料収集	1-1. 健康力を収集する	勤労者の人口学的特性を調査する	人口学的特性、職業歴など	面接及び調査方法
		勤労者の疾病歴を調査する	一般病歴、産業保健の関連病歴	History taking 技法
		勤労者の医療サービスの利用様相を調査する	医療サービスの種類	質問及び調査技法
		勤労者家族の健康水準を調査する	家族健康水準の調査指標及びツール	家族の健康水準の調査方法及び評価
	1-2. 対象者の状態変化持続的監視する	事業場内の職業病発生実態を分析する	職業病の種類	統計分析方法
		筋骨格系疾患有害要因を調査する	筋骨格系負担作業の有害要因調査方法及び道具	筋骨格系負担作業の有害要因調査結果の解析
		脳心血管系疾患の発病危険度を評価する	脳心血管系疾患の発病危険度の調査方法及び道具	脳心血管系疾患の発病危険度の調査結果解析
		職務ストレスの危険要因を評価する	職務ストレスの危険要因	職務ストレスの危険要因評価方法
	1-3. 身体検診する	勤労者の健康状態を視診する	視診でわかる症状及び疾病	視診する方法
		勤労者の健康状態を触診する	触診でわかる症状及び疾病	触診する方法
		勤労者の健康状態を聴診する	聴診でわかる症状及び疾病	聴診する方法
	1-4. 精神、社会、霊的健康を査定する	精神健康を査定する	精神健康の査定道具の種類	精神健康査定及び評価方法
		職務ストレスの程度を査定する	職務ストレス測定道具の種類	職務ストレス測定及び評価方法
		職務満足度を調査する	職務満足度の測定道具の種類	職務満足度測定及び評価方法
	1-5. 作業環境を調査する	有害物質による健康障害要因調査する	有害物質の形態、取り扱い量、健康に及ぼす影響	有害物質の調査方法及び結果解析
		作業環境を調査する	作業環境測定の種類、方法及び判定基準	作業環境結果解析
		作業条件を調査する	勤務姿勢、勤務形態、交代制	作業条件調査結果解析
		使用する有害物質を調査する	有害物質による健康障害	有害物質による健康障害を認識させる
		産業災害の発生実態を調査する	作業関連事故の種類、事故予防方法	産業安全管理技術
	II. 臨床意思決定・診断、計画、評価	1. 検査結果の確認及び解析する	1) 健康診断の結果を確認する	臨床検査の判定基準
2) 勤労者の簡易検査の結果を確認する			簡易検査の結果の判定基準	簡易器の具使用方法
3) 作業環境の測定結果を確認する			作業環境測定制度、作業環境測定の種類	作業環境測定計画の樹立及び遂行方法
4) 作業環境測定結果による特殊検診対象者を選定する			作業環境の有害要因の許容基準、特殊健康診断制度	特殊健康診断の対象者確認方法
5) 収集された資料を統計処理する			作業場で必要な資料の種類	資料整理及び解析方法
6) 統計資料を分析する			統計の種類	統計方法
7) 統計分析結果を解析する			統計の結果を解析	統計分析方法

	2. 看護診断を下す	1) 産業看護問題リストを作成する	問題リストの内容	問題リストの作成方法
		2) 産業看護診断を下す	産業看護診断の内容	産業看護の診断方法を適用
	3. 鑑別診断する	1) 産業看護診断の優先順位定める	優先順位の設定基準	優先順位の設定方法を適用
	4. 治療及び看護介入を計画する	1) 産業看護リスト樹立する	リストと目標の区分	目的と目標の作成方法
		2) 産業看護計画樹立する	産業看護の多様な種類	産業看護の遂行方法
		3) 産業看護評価計画樹立する	評価タイプ及び方法	評価適用
	5. 治療及び看護遂行結果を評価する	1) 産業看護の遂行結果を評価する	目標達成度の評価方法	目標達成度の評価道具を適用
		2) 対象者の満足度を評価する	対象者の満足度の評価内容	対象者の満足度測定道具の活用
		3) 評価結果により介入内容修正・補完する	産業看護遂行結果の検討及び比較、再計画の樹立内容	産業看護遂行結果の検討及び比較方法の適用、再計画の樹立方法を適用
Ⅲ. 治療的介入	1. 診断的検査施行及び関連看護する	1) 勤労者の健康診断業務を遂行する	勤労者の健康診断制度、勤労者の健康診断の種類	健康診断業務の遂行方法
		2) 勤労者に対する簡易検査を施行する	簡易検査の種類	簡易検査の遂行方法
		3) 作業環境測定業務を遂行する	作業環境測定制度、作業環境測定機関の種類	作業環境測定方法
	2. 薬物療法を適用する	1) 勤労者の傷病悪化を防止するための投薬	痛み症状の内容及び処置基準	通常症状の処置方法
		2) 使用薬品の効果及び副作用を確認する	医薬品の種類、医薬品の作用及び副作用の内容、医薬品の基準使用量	医薬品の投与方法
	3. 治療的処置、施術する	1) 勤労者の痛み症状を処置する	傷病の種類	投薬管理方法
		2) 作業関連の負傷及び疾病処置する	作業関連負傷及び疾病の種類	職業関連負傷及び疾病管理方法
	4. 特殊看護を提供する	1) 労災補償業務を遂行する	産業災害補償保険の内容、労災処理手続き、労災認定基準	労災補償業務の処理方法
		2) 労災患者の業務復帰を支援する	作業復帰基準、職業リハビリ方法	作業復帰支援方法
		3) 職場復帰勤労者の業務適応を支援する	業務適用能力評価	業務適用支援方法
		4) 勤労者リハビリプログラムを運営する	リハビリプログラムの種類	リハビリサービス提供方法
		5) 女性勤労者の母性を保護する（産前、産後管理）	女性勤労者の特性、母性保護の内容及び関連法、作業場内での産前の管理方法、妊娠婦の作業方法	母性保護方法、妊娠婦の管理方法
		6) 職場内のセクハラ性暴力予防する	セクハラ基準、性暴力の種類	セクハラ予防及び管理法
		7) 外国人勤労者を管理する	外国人勤労者の分布、特性	外国人勤労者の管理方法
		8) 高齢勤労者を管理する	高齢勤労者の分布、特性	高齢勤労者の管理方法
		9) 幼少年勤労者管理する	幼少年勤労者の分布、特性	幼少年勤労者の管理方法

	10) 障害者の勤労者を管理する	障害者勤労者の分布、特性	障害者勤労者の管理方法	
	11) 協力業者の勤労者を管理する	協力業者の勤労者の特性	協力業者勤労者の管理方法	
	12) 海外派遣勤労者を管理する	海外派遣勤労者の特性	海外派遣勤労者の管理方法	
5. 疾患別看護を提供する	1) 脳心血管系疾患を管理する	脳心血管系疾患の管理内容	脳心血管系疾患の管理方法	
	2) 筋骨格系疾患を管理する	筋骨格系疾患の管理内容	筋骨格系疾患の管理方法	
	3) 有機溶剤及び重金属中毒を管理する	有機溶剤及び重金属の種類	有機溶剤及び重金属中毒の管理方法	
	4) 騒音性難聴者を管理する	聴力保存プログラムの内容	聴力保存プログラムの運営方法	
	5) 塵肺症者を管理する	呼吸器保護プログラムの内容	呼吸器保護プログラムの運営方法	
	6) 職務ストレスを管理する	職業病の有所見者の種類	職業病の有所見者のアフター管理の方法	
	7) 職業病の有所見者を管理する	職業病の種類、職業病の症状	職業病の調査方法及び結果解析	
	8) 一般疾病の有所見者を管理する	一般疾病の種類、管理方法	有所見者のアフター管理方法	
IV. 応急状況	1. 応急状態を査定する	1) 応急患者を査定する	応急処置の内容 応急処置の遂行方法	
	2. 心肺蘇生術を施行する	1) 心肺蘇生術を遂行する	心肺蘇生術の内容 心肺蘇生術の実施方法	
	3. 応急処置及び施術する	1) 勤労者に対する応急処置を遂行する	患者の護送原則 応急患者の護送方法	
	4. 応急資源を活用する	1) 応急物品及び装備を具備する	応急物品及び装備の種類	応急物品及び装備の管理方法
		2) 応急患者を護送する	患者の護送原則	応急患者の護送方法
		3) 応急連絡網を構築する	応急連絡網構築の必要性、手順	応急連絡網の作成方法
		4) 応急患者の護送体系をつくる	応急患者の護送体系の現況	応急患者の護送方法
V. 教育相談	1. 教育する	1) 教育方法及びプログラムを開発する	教育の原理 教育案の作成技術	
		2) 教育資料を開発する	教育資料の製作方法 教育資料の製作技術	
		3) 痛み疾患管理の方法を教育する	痛み疾患の内容 痛み疾患の管理方法	
		4) 職業病予防及び管理方法を教育する	職業病の発生現況 職業病の疫学調査方法	
		5) 作業姿勢、作業方法を教育する	正しい作業姿勢と作業内容 正しい作業姿勢及び作業方法	
		6) 有害物質の取り扱い方法を教育する	安全な有害物質取り扱い原則 安全な有害物質の取り扱い方法	
		7) 保護具の着用方法を教育する	保護具の選定原則、保護具の種類別使用方法 保護具の着用方法	
		8) 新規採用の勤労者を教育する	新規採用勤労者に適合した教育内容 新規採用勤労者の教育方法	

	9) 管理監督者を教育する	管理監督者に適合した教育内容	管理監督者の教育方法	
	10) 事業主を教育する	事業主に適合した教育内容	事業主の教育方法	
	11) 勤労者の家族を教育する	勤労者の家族に適合した教育内容	勤労者の家族の教育方法	
2. 相談する	1) 勤労者個別健康を相談する	健康相談原理	健康相談の技法	
	2) 疾病有所見者と相談する	幼少年者の種類	有所見者の相談技法	
	3) 職場内の業務不適合者と相談する	業務適応不適合者の管理方法	業務不適合者の相談技法	
	4) 労災患者と相談する	脆弱階層の健康管理方法	脆弱階層の相談技法	
	5) 家族健康を相談する	家族健康管理方法	家族健康の相談技法	
3. コーチングする	1) 自助集団を管理する	自助集団管理内容	自助集団の構成及び運営方法	
	2) 同好会の集まり推奨	同好会の種類	同好会の構成及び運営方法	
	3) 勤労者の支援プログラム(EAP)づくり	勤労者支援プログラムの内容	勤労者支援プログラムの運営方法	
4. 健康増進プロジェクト	1) 事業場の健康増進プログラムを企画する	健康増進プログラム企画の意味	健康増進プログラムの企画樹立方法	
	2) 健康増進プログラムの遂行体系を構築する	健康増進プログラムのシステム構築	健康増進プログラムのシステム運営	
	3) 健康生活実践プログラムを運営する(禁煙、節酒、食生活、運動、ストレス管理など)	禁煙、節酒、食生活、運動、ストレス管理など	健康増進プログラムの実務推進方法	
	4) 地域社会の健康増進事業と連携する	地域社会の健康増進事業の種類	地域社会との連携方法	
	5) 予防接種業務を遂行する	予防接種の種類及び時期、容量、副作用、禁忌内容	予防接種施行及び管理方法	
VI. 環境・資源管理	1. 企画する	1) 産業看護活動を企画する	産業看護活動企画の重要性 産業看護活動の企画方法	
	2. 情報を管理する	1) 文書管理する	文書の種類	文書作成及び管理方法
		2) 電算 DB 構築する	DB の種類	DB 作成及び管理方法
		3) 事業者内外の資源目録を作成する	資源の種類	資源リストの作成方法
		4) 報告書を作成する	報告書の種類	報告書の作成及び管理方法
	3. 人材を管理する	1) 事業場内の保健担当者業務を指導する	保健担当者の役割、業務内容	保健担当者の業務指導方法
	4. 物品を管理する	1) 薬品を管理する	健康管理室で使用可能な薬品	薬品の管理方法
		2) 物品及び備品を管理する	健康管理室に必要な物品及び備品	物品及び備品の使い方
		3) 医療装備及び作業環境測定装備を管理する	医療装備及び作業環境測定装備の種類	医療装備及び作業環境測定装備の使用及び管理方法

	4) 適正保護具を購入する	保護具の種類	保護具の使い方
	5) 教育器資材を具備する	教育器資材の購入及び使用方法	教育器資材購入及び使用技術
	6) 健康管理室の環境づくり	健康管理室の運営手続き	健康管理室の運営方法
5. 財政を管理する	1) 予算を編成する	予算算定の原則、予算の種類	予算の算定方法
	2) 予算を執行する	予算執行の原則	予算の執行方法
6. 環境・安全管理する	1) 作業場を巡回し、有害要因をモニターする	有害要因の露出基準、有害要因による症状	有害要因モニタリング方法、作業環境測定設備の使い方
	2) 換気施設を点検する	全体換気及び局所排気装置の種類	全体換気施設及び局所廃棄施設の確認設備の使い方と点検方法
	3) 作業環境を簡易測定する	簡易測定器の種類	簡易測定器の使い方
	4) 作業環境測定の結果に従って環境を改善する	作業環境の改善原則	作業環境改善及び建議方法
	5) 保護具作用を指導する	保護具の種類	保護具の着用方法
	6) 有害物質の事業場内の流過程を確認する	有害物質の種類及び管理方法	有害物質の流過程及び管理方法
	7) MSDS を作成する	MSDS を含む内容	MSDS 作成方法
	8) MSDS 備置及び提示する	MSDS 備置及び提示場所	MSDS 備置及び提示方法
	9) 健康な職場文化づくり	職場文化の種類	職場文化造成方法
	10) 作業関連事故を予防する	作業関連事故の種類、予防方法	産業安全管理技術
	11) 作業場を整理整頓する	整理整頓の原則	整理整頓技術
	12) 安全点検及び安全指導をする	安全点検及び指導要領	安全点検及び指導方法
	13) 飲み水及び一般衛生を管理する	飲み水及び一般衛生基準	飲み水及び一般衛生管理方法
	14) 職場の保育施設設置及び運営を推奨する	職場保育施設の内容及び関連法	職場保育施設運営方法
	15) 母乳授乳の環境をつくる	出産後及び授乳女性の作業方法	出産後の女性及び授乳婦の管理方法
7. 感染を管理する	1) 感染性疾患を伝播危険性を判断する	感染性疾患の種類	感染性疾患の管理方法
	2) 感染危険作業及び危険物質を管理する	危険物質の種類	有害物質の管理方法
VII. 専門的發展参加	1. 実務標準を開発する	1) 産業看護の標準開発及び改善に参加する	産業看護標準制定原則
		2) 安全公衆衛生管理規定の作成及び備置	安全保健管理規定作成の原則
		3) 産業看護の業務マニュアル作成及び備置する	産業看護業務のマニュアルの内容
			産業看護の標準開発方法
			安全保健管理規定の作成方法
			産業看護業務マニュアル作成方法

2. 看護の質を管理する	1) 産業保健の質管理プログラムに参加する	産業看護の質管理プログラムの種類	産業看護の質管理方法	
	2) 産業保健国内外の認証を獲得する	韓国内外の認証制度の種類	国内外の認証獲得方法	
3. 関連政策開発に参加する	1) 産業看護政策開発に参加する	産業看護政策の内容	産業看護政策の確認方法	
	2) 産業安全公衆衛生委員会に参加する	産業安全保健委員会の役割、構成	産業安全保健委員会の運営能力	
4. 法的、倫理的業務を行う	1) 勤労者の秘密保障のための手続きづくり	秘密保障手順及び関連法	秘密保障の方法	
5. 公衆衛生医療人材の教育・コーチングをする	1) 一般産業看護師の業務を支援する	産業看護師の業務と産業専門看護師の業務区分	指導及び教育能力	
	2) 新人産業看護師のオリエンテーションをする	保健管理者の職務	指導及び教育能力	
	3) 看護学生を指導する	産業看護に対する一般的な理解	指導及び教育能力	
	4) 同僚の産業専門看護師を相互評価する	産業上級実践看護師の役割	相互評価能力	
6. 自己啓発及び専門性を向上させる	1) 産業保健管理の知識を習得する	産業上級実践看護師の役割と職務	自己開発の方法	
	2) 現任教育を履修する	現任教育の種類	現任教育参加	
	3) 職務研究教育及び特別研修教育に参加する	研修教育の種類	研修教育参加	
	4) 関連学会に登録して参加する	関連学会の種類	学会参加	
	5) 専門的団体に参加する	専門的団体の種類	専門職団体参加	
VIII. 調整・協同	1. 事例管理する	1) 事例管理業務を行う	事例管理者の役割と機能	事例管理方法
	2. 諮問を提供する	1) 事業場内の他部署の諮問に応ずる	諮問原則	諮問方法
		2) 産業看護に関する事業主諮問する	事業主の諮問原則	事業主の諮問方法
		3) 他機関の諮問に応じる	諮問原則	諮問方法
		4) 適切な業務配置転換を推奨する	業務配置転換原則	業務配置の転換方法
	3. 諮問を依頼する・対象者に依頼する	1) 依頼体系を構築する	依頼手順	依頼方法
		2) 依頼資源を確保する	資源の種類及び活用方法	資源調査方法
		3) 事業場内の他部署に依頼する	他の部署との連携	他の部署との連携方法
		4) 医療機関及び産業保健関連機関に依頼する	医療機関及び産業保健関連機関の種類	医療機関及び産業保健関連機関の依頼方法
	4. 協同管理構築及び維持する	1) 事業場内の業務協力体系を構築する	業務協力体系の種類	業務協力方法
		2) 産業保健の専門家と協力的関係を形成する	協力関係の種類	協力関係構築方法

	3) 行政機関と協力関係を維持する	産業保健関連行政機関の種類と役割	産業保健関連の行政機関との関係形成方法	
	4) 産業保健事業に関する労使間の意見を調律する	労組の役割	意見調律方法	
	5) 業務上の葛藤を仲裁する	業務上の葛藤の種類、職務ストレスの原因	業務上の葛藤仲裁方法	
	6) 事業場内で円滑な意思疎通を推進する	意思疎通の原則	意思疎通方法	
	7) 産業看護の役割を事業主に認識させる	産業看護の概念及び原理	説明及び説得能力	
	8) 産業看護と関連した勤労者の参加組織を作る	勤労者参加の原則	勤労者参加方法	
IX 研究	1. 理論を実務に適用する	1) 事業場の看護診断時、看護理論を適用する	看護理論の内容 看護理論の適用方法	
		2) 健康増進プログラムを運営時、健康増進モデルを適用する	健康増進モデル 健康増進モデルの適用方法	
	2. 研究遂行する・研究に参加する	1) 最新の産業看護動向を把握する	産業看護の動向	産業看護動向の把握方法
		2) 職業病発生の韓国内外の動向を把握する	職業病の種類及び国家別基準	職業病の区分方法
		3) 産業看護の実務開発研究をする	脆弱階層の健康管理方法	脆弱階層の相談技法
		4) 他学問と共同研究する	関連学問分野の理解	多学際的接近方法の適用
		5) 研究結果を発表する	プレゼンテーションの方法	資料作成及び発表技法
		6) 研究結果を評価する	研究結果評価方法の理解	研究結果評価方法論の適用
		7) 有害作業環境に対する力学調査をする	有害要因の許容及び管理基準	有害要因の管理方法及び適用
		8) 勤労者の健康行為及び健康増進を研究する	健康管理の理論	健康行為の研究方法を適用
		9) 産業看護事業の経済性評価を研究する	経済性評価の原理	経済性の評価方法を適用
	3. 研究結果を実務に適用する	1) 研究結果の実務を適用する	研究に対する理解	研究結果の適用

出典：韓国看護評価院（2005）

4. 農漁村保健医療のための特別措置法（全文）

農漁村保健医療のための特別措置法

[施行 1980.12.31][法律第3335号、1980.12.31.制定]

第1節 総則

第1条（目的）この法は農漁村など保健医療脆弱地域の住民に保健医療を効率的に提供することで、国民の医療均点と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2条（定義）①この法で「公衆保健医師」というのは、公衆保健業務に従事するための兵役法第30条の規定により、予備役将校の兵籍に編入された医師または歯科医師で、保健社会部長官から公衆保健業務に従事することを命令された者をいう。

②この法で「公衆保健業務」というのは、次の各号の1に該当する地域または医療施設で行われる保健医療業務をいう。

1. 接敵地域^{注1)}、島嶼、僻地、その他、大統領令で定める医療脆弱地域(以下「医療脆弱地域」という。

2. 軍保健所または邑面^{注2)}の保健支所

3. 大統領令で定める医療施設

③この法で「保健診療員」というのは、第17条の規定による医療行為をするための郡首^{注3)}の委嘱を受けた者をいう。

④この法で「保健診療所」というのは、医師が配置されていず、継続して医師の配置が困難なものと予想される医療脆弱地域内で、保健診療員として、医療行為をするために、郡首が設置運用する保健医療施設をいう。

第2節 公衆保健医師

第3条（公衆保健医師の義務）①公衆保健医師は3年間の公衆保健業務に誠実に従事しなければならない。

②公衆保健医師は、公衆保健業務に従事する期間中は、当該勤務地域内に居住しなければならない。道知事の許可なく、その勤務地域を離脱してはいけない。

③公衆保健医師は、医療機関を開発したり、営利を目的とする事業に従事することはできない。

第4条（公衆保健医師の名簿通報）兵務庁長は兵役法第30条の規定により、予備役将校医兵籍に編入された医師または歯科医師の名簿を保健社会部長官に通報しなければならない。

第5条（従事命令）①保健社会部長官は第4条の規定による名簿通報を受けた際は、遅延なく、当該医師または歯科医師を招集し、12週以内の職務教育を実施した後、勤務地域および勤務機関を明示して、公衆保健業務に従事することを命じなければならない。

②第1項の職務教育期間は、第3条第1項の規定による義務期間に含まれる。

③第1項の規定による職務教育に関して、必要な事項は保健社会部令に定める。

第6条（勤務地域および機関の変更など）保健社会部長官は必要だと認められた際には、公衆保健医師の勤務地域および勤務機関を変更できる。ただし、同じ道内での変更は保健社会部長官^{注4)}の承認を得て、当該道知事が行う。

第7条（公衆保健医師の兵役）①公衆保健業務に従事した公衆保健医師に対しては、兵役法が定めるところにより、補充召集による実役サービスを免除する。

②保健社会部長官は公衆保健医師の義務を履行した者と不履行の者の名簿を兵務庁長に通報しなければならない。

第8条（報酬など）①公衆保健医師については、軍人報酬の限度内で保健社会部長官が定める報酬を支給する。

②公衆保健医師については、第1項の規定による報酬外に、職務遂行に所要される旅費などの実費を支給することができる。

第9条（服務）公衆保健医師の服務に関してはこの法で定めることを除外し、国家公務員法を準用する。

第10条（服務期間の延長）①保健社会部長官は、公衆保健医師が第3条第2項の規定に違反して、義務期間中、通算7日以内の期間、勤務地域を離脱したとき、その離脱期間の5倍数の期間を延長して勤務することを命じることができる。

②保健社会部長官は公衆保健医師が長期入院または療養などで1か月以上、勤務できない場合には、その期間分、延長して勤務することを命じることができる。

第11条（義務不履行通報）保健社会部長官は公衆保健医師が正当な理由なく、義務期間中、通算8日以上、勤務地域を離脱したときは、これを義務不履行とみなし、遅延なく、その名簿を兵務庁長に通報しなければならない。

第12条（資格停止）保健社会部長官は、この法による義務を利用しない公衆保健医師に対しては、5年以内の期間を定め、当該医師または歯科医師の免許資格を停止することができる。

第13条（服務監督）道知事は公衆保健医師の服務に関して、その管轄区域内で勤務する公衆保健医師を指導監督する。

第3節 保健診療所および保健診療員

第14条（保健診療所の設置運営）①郡首は医療脆弱地域の住民に対して、保健医療を行うため、保健診療所を設置運営する。

②保健診療所では保健診療員と必要な職員を置く。

③保健診療所の設置基準は保健社会部令で定める。

第15条（公衆衛生診療員の資格）①保健診療員は看護員・助産員その他、大統領令で定める資格を持つ者で、保健社会部長官が実施する24週以内の職務教育を受けた者でなければならない。

②第1項の職務教育に関して必要な事項は、保健社会部令で定める。

第16条（保健診療員の委嘱）①保健診療員は公衆衛生所長の推薦を受けて、医療脆弱地域を勤務地域に指定し、郡首が委嘱する。

②郡首は保健診療員が次の各号の1に該当する場合には該当保健診療員を解任できる。

1. 指定をうけた勤務地域外で医療行為をした時
2. 第17条の規定による医療行為の範囲を超えて、医療行為をした時
3. 第18条の規定に違反し、許可なく10日以上、勤務地域を離脱した時
4. 身体精神上的異常で、職務ができないくらいの支障がある時
5. 職務遂行能力の顕著な不足により、勤務実績が極度に不良な時

③第2項の規定により、保健診療員を解任するときは、事前に保健所長の意見を聞いた後、第19条の規定による保健診療所の運営協議会と協議しなければならない。

④第1項第1号ないし第3号に該当する事由で解任された者は解任から1年以内は保健診療員として委嘱することはできない。

第17条（保健診療員の医療行為の範囲）保健診療員は医療法第25条の規定に関係なく、勤務地域に指定を受けた医療脆弱地域内で、大統領令が定める軽微な医療行為をすることができる。

第18条（保健診療員の居住義務）保健診療員は第16条第1項の規定により、指定を受けた勤務地域内に居住しなければならない、群守の許可なく、その勤務地域を離脱してはいけない。

第19条（保健診療所の運営協議会）①保健診療所の運営を円滑にするため、保健診療所

が設置されている地域ごとに、住民で構成された保健診療所の運営協議会をおく。

②保健診療所運営協議会は次の業務を行う。

- 1.保健診療所運営の支援
- 2.保健診療所運営に関する建議
- 3.第20条の規定により委託された業務

③保健診療所運営協議会の組織と運営に関して必要な事項は郡の条例で定める。

第20条（業務の委託）郡首は必要だと認められた時には保健診療所に関する業務の一部を保健診療所の運営協議会に委託できる。

第21条（補助金）①国家と郡に対して、保健診療所の設置と運営に必要な費用の一部を補助する。

②第1項の規定により、国庫補助金はその設置費と付帯費においては、その3分の2以内、毎年度の運営費においては、その2分の1以内とし、道費補助金は設置費と付帯費および毎年度の運営費に対して、それぞれ3分の1以内とする。

第22条（保健診療員の報酬）①保健診療員に支給する報酬の基準は、保健社会部長官が定めるところによる。

②保健診療員に対しては、職務遂行に所要される旅費などの実費を支給できる。

第23条（指導監督）①郡首は保健診療所の業務を指導・監督する。

②郡首は、保健所長または保健支所長に保健診療員の医療行為を指導・監督させることができ、保健所長または保健支所長に指導・監督させることができない場合にはその指導・監督を近くの医療機関の医師に委嘱できる。

第24条（保健診療員の服務）保健診療員の服務に関してはこの法で定めることを除いては地方公務員法を準用する。

第25条（診療費）①保健診療所は保健社会部長官が定める基準にしたがって郡の条例で定めるところによって診療費を受け取ることができる。

②第1項の規定によって受け取った診療費は地方制定法第72条の2の規定により、これを保健診療所の運営経費へ直接支出することができる。

第4節 補則

第26条（施行令）この法の施行に関して必要な事項は、大統領令で定める。

付則<法律 第3335号、1980.12.31>

①（施行日）この法は公布した日から施行される。

②（廃止法律）国民保健医療のための特別措置法を廃止する。

③（経過措置）この法の施行当時に、従前の国民保健医療のための特別措置法による公衆保健医師は、この法による公衆保健医師とみなす。

出典：Kim (2011). p.97-102.

注釈) 1. 接敵地域：北朝鮮との国境付近 2. 邑面：「郡」に続く住所

3. 郡首：郡の長 4. 部長官：省大臣に相当する